

# 平成20年度

# 施政方針

## 〔要旨〕



時代が大きな転換期を迎えている現在、町政を預かるものとして、行政の役割もこの時代の転換期を踏まえて変わるべき時期に来ていると考えております。地方分権の推進は、地方自治体に自主決定と自己責任を求めることになり、それぞれの自治体はその権限と責任において財政基盤の強化と効率的な行政運営に努めなければならないほか、地域が求める課題に対応するための企画立案能力を身につけなければならない時代になりました。

当町は、昭和11年に富士箱根国立公園に指定され、豊かな自然、古い歴史の中で培われた文化遺産、各所に湧出する豊富な温泉、さらに首都圏からのアクセスの良さといった世界に発信できる地域、資源を活かした力強い観光産業などに支えられ、財政の弾力性を保ち続けること

ができましたが、景気の変動や産業構造の変化という外的要因だけではなく、事務事業の経常化によっては、財政の硬直化が容易に進むことを、肝に銘じなければなりません。行財政改革は、財政の弾力化が保たれているうちに厳格に断行することが、地方分権にふさわしい行財政運営の礎となることであり、行政の今を担う次代への私の責任であると考え、平成20年度の予算編成を行ってまいりました。

まず、歳入についてであります。町税収入につきましては可能な限り税収を見込むほか、滞納整理対策の強化など自主財源の確保に努めたものであります。次に、歳出についてであります。限られた財源の重点配分と効率化を進め、経常的な経費の見直しを進めるなど、徹底した歳出の低減に努めたところであります。



平成20年度は、平成28年度の目標年次において総合計画に示された箱根町の姿を実現することができるよう、新たな税財源のあり方や町民が真に必要なとする課題をスピード感をもって対応していくことを念頭に、次の三つの取り組みを重点に町政運営を行ってまいりたいと考えております。

### 一つ目は、箱根教育

地域の皆さま、PTA役員や保護者の方々の深いご理解とご協力により、本年4月から3小学校1中学校の体制でスタート

いたします。統合された小学校は「箱根の森小学校」として、中学校は「箱根中学校」として生まれ変わります。統合して良かったと思われる学校にしていかなければならないと強く思うとともに、これからも、歴史と伝統を誇る箱根の地で脈々と受け継がれる地域性を大切にしながら、地域はもとより広く世界に貢献できる子どもたちを育てていけるように教育環境を整備してまいりたいと考えております。

ます。

学校教育につきましては、新たに「スクールマネジメント事業」として選択研究制度を取り入れ、特色ある学校づくりを推進するほか、引き続き「個別指導支援スタッフ」を小学校に配置し、集団の中で学習することが困難な児童を支援していくほか、「教育支援室」による不登校対策など指導の充実に努めてまいります。

就学前教育につきましては、「湯本幼児学園」を幼保連携型の認定こども園として、平成21年度開園に向け園舎を建設してまいります。

また、生涯学習につきましては、町民の学習意欲に対するニーズに応じたさまざまな講座やイベントを社会教育センターを中心に実施していくとともに、指導者の育成やボランティア活動などの環境を整え、学習支援活動に向けて積極的に取り組んでまいります。

### 二つ目は、国際観光地

としての高い魅力づくりに向け新たな幕開けの年であり、国際観光地「箱根」にふさわしい玄関口として整備を進めて



箱根湯本ターミナル景観イメージ図

いる「箱根湯本ターミナル」については、駅舎や横断デッキ、駅南側広場整備の工事が本格的に始まりますので、平成23年春の完成に向け、県・鉄道事業者と一体となって全力で推進してまいります。

「函嶺洞門バイパス工事」についても、平成22年度完成に向け整備を促進し、併せてもう一つの玄関口として、周辺環境に調和した土地の活用を図り、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

また、湯本駅前を流れる早川の清流を未来に引き継ぐため、「第3号公共下水道事業」を着実に推進してまいりたいと考えております。

「小田原箱根道路」につつま

ては、早期全線供用開始に向け整備を促進するとともに、「南足柄市と当町を連絡する道路」についても、広域観光を推進するためにも、防災上からも、その役割は非常に大きいものがありますので、南足柄市と連絡を密にして、早期実現に向け県に働きかけてまいります。

「大涌谷の活性化」については、箱根火山学習センター設置に向けた研究や、県が実施するパークアンドライド社会実験などに引き続き協力し、交通渋滞緩和対策を国・県、交通事業者などと連携し検討してまいります。

### 三つ目は、協働型社会は「ね

創造の種をまく年であり、当町では、今、まちの憲法といわれる「自治基本条例」を町民代表の方々と協働で策定中であり、平成21年4月施行に向け取り組んでいるところであります。

また、平成18年4月に、景観法に基づく景観行政団体となるところであります。自らの手で、もつときめこまやかな景観行政が行えるよう、「景観計画及び景観条例」を地域の方々のご意見を踏まえながら、平成21年4月施行に向け策定してまいります。

の皆さまとも、議会議員の皆さまとも十分に議論してまいりたいと考えております。また、同じ2市8町の枠組みの中で管轄人口30万人以上の広域消防化への検討を進めてまいります。広域斎場の建設とごみ処理広域化につきましては、関係市町と緊密に連携し、事業の具体化に向けて一層の推進を図ってまいります。

### 第一に、「子育てにやさしいまちづくり」についてであります。

子育て支援につきましては、次世代育成支援行動計画に基づき、小児医療費助成を引き続き実施するとともに、妊産婦検診の公的負担を2回から5回に拡